

## 九州地方古文書（慶長以前）の蒐集整理

竹内, 理三

<https://doi.org/10.15017/2332992>

---

出版情報 : 史淵. 78, pp.1-18, 1959-03-20. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

## 九州地方古文書（慶長以前）の蒐集整理

竹 内 理 三

(一)

わが国では、古文書の蒐集整理は、かなり古くから行われている。平安中期に編纂された類聚三代格や朝野群載などは、明らかに古文書を蒐集整理したものであるし、平安末期の東大寺要録、慶延記、鎌倉時代の宮寺縁事抄なども、寺社においてなされ大古文書整理の代表的なものといえよう。然し本格的に調査と蒐集が行われたのは、江戸時代に入ってからである。各古社寺、各旧大名家等においてそれぞれ伝来せる古文書を自ら整理保存を講ずることが盛んであったのも近世である。ここでは他家所蔵の文書の蒐集整理の主なるものを見ると、先ず水戸の大日本史編さんのための蒐集である。

水戸藩では、そのために佐々宗淳・秋山文積・丸山可澄・大串元善らの史臣を近畿を中心として、山陰・山陽・西海・陸奥・出羽の各地方に出張せしめて、古文書及び古記録の蒐集に当らせ、「凡六十六ヶ国の古書古き書付等迄、一葉片紙を不残、悉く御手に入申候由に御座候」という意気込で之に当らせた。かくして集められた古文書・古記録（原本からの謄写であつて、原本そのものではない）は水戸の彰考館に収められ、今日では原本の所存を失つたものも少くない。ついで幕府では五代將軍綱吉が、家康一代の功業を顕彰した武徳大成を編集したとき、諸家が、徳川家からうけた感状書状などを書き出させたが、その量は九三冊一三〇巻に及び、御三家を始め、諸家・旗本・町人・遊民に及ぶ大規模な古文書蒐集

で、これを貞享書上げという。有名なのは八代将軍吉宗の命による青木敦書の探訪である。吉宗は元文元年（AD一七三六）駿河一国内の古文書を書上げさせ（「判物証文写」という）たが、青木敦書は、元文五年と寛保元年（AD一七四一）に、武蔵・甲斐・信濃・相模・伊豆・遠江・三河の七ヶ国にわたつた、当時存する古文書を悉く探訪し、「諸州古文書」と題して、今日伝つている、また幕府は、文化年間に新編武蔵風土記を、天保年間に新編相模風土記を編纂したが、これは江戸時代の地誌として、最も完備したものといわれるだけあつて、両者共に多くの古文書を活用している。そしてその材料として、武相両国内の古文書のみを蒐集を行つた。その結果が「武州文書」「相州文書」として今日伝えられているものである。武相両国は、さきに青木敦書の探訪があつたが、その徹底さ加減においては、この度にはるかに及ばず、武州文書は一三三〇通、相州文書は一九六八通に及んでいる。その編集の仕方は、郡鄉村別に、村内では神社仏閣庶民の順に所蔵者別に編年してあり、今日の各県で行つている県史料とほぼ同じ編成をしている。同じころ（天保一〇年）和歌山藩で紀伊統風土記がつくられ、附録十五巻を古文書集に充てている。これも鄉村所蔵者別としており、今日既にその原本の所在を失つたものも少くない。毛利藩では、享保七年（一七二二）家中七八九家からその所蔵の古文書を書き上げさせ、一七〇巻にまとめて、「萩藩閩閩録」と題した。秋田の佐竹藩でも、宝永七年（AD一七一〇）家中一〇一一家城下諸士三〇三家城下陪臣一〇一家城下庶民一七家、その他四八家、合せて四七九家の所蔵文書を集めたものがある。また会津藩の地誌である新編会津風土記、伊賀上野の藤堂元甫とその子華川による、伊賀・伊勢・志摩の地誌である三国地誌、安芸藩の芸藩通志、土佐の南路志などは、古文書の原文をそのままのせ、或は古文書のみを巻をつくつている。特に芸藩通志には、今日散送して行方の知れぬ巖島社家の文書の影写をのせている。

個人的に蒐集したものとして功績をのこしたものに、集古十種と並んで刊行しようとして松平定信が集めた「古文書集」八二冊がある。定信の集めたものは、文化年間白河城炎上のときに焼失したが、今日国立図書館上野分館にある旧和学

講談所本によると、約二千通の古文書を、宸筆・繪旨・勅宣・位記・口宣・院宣・令旨・御内書・御教書・下文・庁宣など五三種に類別したもので、これまで主として所蔵者別になされていた整理方法と異り、文書の種類によつて最初のものとして注目される。また水戸では延宝貞享年間に随時書写した古文書を集めて、「諸家文書纂」一四冊ができた。これは結城・島津・三刀屋・河野・天野・興津・万沢などの中世武家の古文書集である。個人のものとして水戸の小宮昌秀の「楓軒文書纂」九〇冊、大坂町奉行であつた新見正路の「賜廬文庫」文書三〇冊、紀伊和歌山藩士山中信古の「南狩遺文」などがある。

(以上主として相田二郎氏「日本の古文書」上第三章による。)

## (11)

九州でも、江戸末期頃、佐賀で佐賀文書纂の編纂が行われている。その編集者の名が明らかでないのは残念であるが、その所収文書は、

東妙寺文書・光浄寺文書・龍造寺文書・正法寺文書・光勝寺文書  
書・円通寺文書・三岳寺文書・高城寺文書・修学院文書・朝鮮書  
國過去帳・榑権現文書・山王社文書・稻佐山文書・嬉野家古文書  
書・小田村家文書・深江文書・鶴田家古文書・渋川文書・大川文書  
文書・武雄神社文書・横嶽家文書・松浦党山代文書・武雄後藤文書  
文書・深掘証文記録

の二四家一五〇四通を集めており、薩摩では、伊地知季安が弘化年間(A D 一八四四―七)に着手し、子季通が明治一三年(A D 一八八〇)に至つて完成した「旧記雜録」(一般には薩藩旧記ともいう)がある。この書は、前編第一五代貴久まで、後編第一六代義久から第十九代光久まで、追録として光久から第三九代忠義まで、と附録より成り、薩隅にわたる文書記録を集めて年代順に配列したもので、年代は長久二年(A D 一〇四一)から元和元年一六一五)の五百七十余年、明治一三年に季通は、修史局の需に応じ、一本を謄写して之を送つたが、それが今日内閣文庫に伝えられるものであり、別に献上本があり、鹿児島県立図書館、九州大学国史研究室の謄写本もこの献上本の写しで、前編四八巻後編一〇二巻あ

る。然るに島津家の原本をみると、献上後にもなお蒐集をつづけて、その分量は献上本の殆んど倍に近い。献上本に集められている古文書は、慶長までの分だけでも次の二九九家、三七三八通に及んでいる。

- (宮之城家臣) 阿久根文書・莫根文書・阿久根寺文書・阿多飛騨守忠貞所持文書・加世田愛徳文書・秋峯九郎右衛門所持文書・有馬嘉左衛門所持文書・有馬長右衛門所持文書・安東文書・安養院文書・安楽為兵衛所持文書・(帖佐) 安楽五郎左衛門所持文書・(大口) 井畦文書・(飯野土) 井尻神刀坊文書・(谷山) 伊佐智佐権現文書・伊作家文書・伊作八幡神社文書・(大崎土) 伊集院文書・伊勢文書・伊地知縫殿重治文書・伊地知郷兵衛所持文書・伊地知越右衛門所持文書・伊地知権左衛門所持文書・伊地知作左衛門所持文書・伊地知助太郎所持文書・伊地知築右衛門所持文書・伊地知弥吉郎所持文書・伊藤七左衛門所持文書・池田右近所持文書・(小根占) 池端文書・石原文書・石松文書・和泉文書・出水藤之丞所持文書・市来太郎左衛門所持文書・市来崎文書・(坊ノ津) 一乘院文書・(高岡) 稻荷寺文書・(串良) 稻荷大明神文書・指宿助左衛門所持文書・(高岡衆) 指宿左近兵衛忠貞所持文書・指宿十郎右衛門所持文書・猪俣文書・入江文書・入来院文書・入来院直記所持文書・岩切二右衛門所持文書・岩下左次右衛門所持文書・(入来院) 石見重頼所持文書・(入来家臣) 岩出氏所持文書・岩元清左衛門家綱所持文書・(清水) 上原喜八所持文書・上原休兵衛所持文書・上原長次郎所持文書・上原勝吉所持文書・牛屎文書・内田七郎右衛門所持文書・(庄内神柱大明神大宮司) 梅北正兵衛所持文書・梅北土佐入直所持文書・類姓文書・円通庵文書・園林寺文書・小川内村文書・小倉四右衛門知重所持文書・(大口) 小苗代葉師文書・(吉松) 小野寺文書・小浜十郎所持文書・大平文書・大脇民部左衛門尉所持文書・(入来院臣) 岡元文書・(入来院重治家来) 岡本八郎右衛門重盛所持文書・(諏訪舍人臣) 加治木文書・(贈於郡) 花林寺文書・鹿屋権兵衛兼治所持文書・(志布志衆) 鹿屋権左衛門所持文書・鹿屋仁右衛門所持文書・(都城川東村柿木園百姓) 嘉左衛門文書・(宮之城) 柿木原平右衛門所持文書・(入来院臣) 勝田文書・勝目三左衛門所持文書・桂文書・樺山源三郎久清文書・樺山権左衛門所持文書・蒲池伸所持文書・鎌田文書・(桜島) 上山文書・上山寺文書・龜山又六久運所持文書・河上笹右衛門所持文書・河上次郎左衛門所持文書・川上式部所持文書・川上志摩所持文書・川上十郎左衛門所持文書・(古本) 川上直左衛門所持文書・川上東馬所持文書・(帖佐) 川崎良真房文書・川田勘介文書・河田与右衛門國度所持文書・(野田) 観心寺文書・(新田宮) 観樹院文書・(帖佐) 観成寺文書・冠獄文書・神田橋助右衛門所持文書・(小林) 木浦山之神文書・(栗野) 木瀬清左衛門所持文書・喜入文書・北郷源左衛門所持文書・(市来士) 北山新兵衛所持文書・岸良内蔵丞所持文書・岸良清右衛門兼政所持文書・肝属文書・肝付伴兵衛兼屋所持文書・(樋脇土) 肝付鏡存坊書・(河辺) 玉泉寺文書・(水引) 宮内大檢校文書・(加治木) 桑畑文書・(山川) 熊野権現文書・(帖佐船津村百姓) 軍右衛門文書・(末吉) 檢見崎

権右衛門文書・小松文書・児玉文書・(田中)後藤兵衛入道龍淵所持文書・(高岡)光孝寺文書・(高山)高崇寺文書・(谷山)皇徳寺文書・(串木野)広清寺文書・(曾木)広徳寺文書・園分平次郎所持文書・園分寺文書・権執印文書・左近允文書・佐多七郎兵衛文書・西郷休兵衛景州所持文書・(大隅宮内)最勝寺右京文書・(蒲生土)酒匂十兵衛所持文書・相良源五左衛門頼安所持文書・(上町)鯨島民部左衛門所持文書・去川藤左衛門所持文書・猿松九左衛門所持文書・(社司)沢喜三八所持文書・(野口)山内寺文書・(肝付兼屋臣)志々目正兵衛義展所持文書・重久文書・執印吉左衛門友賢所持・渋谷忍兵衛重増所持文書・(大口)篠原文書・(大口土)篠原自浄院文書・(野田土)篠原武右衛門所持文書・(山川)正龍寺文書・(高山)昌林寺文書・白坂市郎右衛門所持文書・(飯野)白鳥文書・帖佐文書・(高山)瑞光寺文書・(諸県郡大田原村)新助文書・(吉利)角内藏左衛門所持文書・諏訪数馬所持文書・(串良)諏訪大明神文書・(清水)瀬戸口弾兵衛所持文書・(高山)盛光寺文書・関丘左衛門所持文書・(出水)専修寺文書・(伊集院)宣徳寺文書・(比志島)相馬文書・(下飯島長浜村農夫)惣兵衛所持文書・田代縫殿清長所持文書・(入来院臣)田中氏文書・(始良衆)大田房文書・(鶴田)大願寺文書・(鹿児島郡)大興寺文書・(阿久根)大國寺文書・(志布志)大慈寺文書・大乘院文書・(高岡)大日寺文書・(清水)大明寺文書・(水引)泰平寺文書・(大隅)台明寺文書・(大口)高城文書・(入来臣)武光文書・(水引宮内村)武兵衛所持文書・種子島文書・(飯野)瑞山寺文書・秩

父本日文書・(重富船津村森永門)仲太郎所持文書・調所文書・(串木野)頂峯院文書・(高岡)長福寺文書・(高城)勅詔院文書・土持孫兵衛所持文書・(入来)寺尾文書・寺尾善右衛門所持文書・弟子丸文書・(伊作)天徳寺文書・(園分衆)東郷五郎兵衛所持文書・(入来家臣)東郷善兵衛所持文書・東条利右衛門所持文書・時庄書・(栗野)徳元寺文書・富光文書・(高岡)富満大右衛門所持文書・(園分)富ノ隈文書・(都城)富山外記所持文書・(帖佐衆)富山清右衛門義清所持文書・(贈於郡)止上神社文書・(出水町人)友田文書・友野文書・(入来臣)豊田文書・奈良原清左衛門所持文書・(都城)永井銀兵衛所持文書・(入来)永利文書・(永吉)永吉邑主所持文書・(智覧庄)難波青閣所持文書・南林寺文書・二階堂三左衛門定行所持文書・(諸県郡加久藤)二宮社文書・新納宗心文書・新納善左衛門所持文書・(加治木)新納仲左衛門所持文書・新納忠徳入道楚弓所持文書・新納矢太右衛門所持文書・(肝付郡)西侯文書・(財部)日光神社文書・日新寺文書・(蒲生衆)根占掃部所持文書・根占報右衛門所持文書・弥寝左近重永所持文書・(贈於部)念仏寺文書・(志布志)野神村掃刀所持文書・(垂水衆)野口孝左衛門所持文書・野添文書・(清水衆)野田主馬所持文書・(小林中宿)野田文書・(都城)野辺文書・野村喜兵衛所持文書・(都城)野村大右衛門所持・(大崎衆)野本内記所持文書・(財部衆)延時藤左衛門所持文書・(加治木)長谷場文書・(末吉)羽島新兵衛所持文書・林甚五兵衛所持文書・(山川)浜崎文書・浜田文書・(吉松)般若寺文書・(大口衆)肥後助三郎所持文書・菱苅

木工助所持文書・比志島文書・比志島監物範貞所持文書・平田文書・(鹿兒島郡) 福昌寺文書・(加治木) 福永文書・(向島土) 藤崎正兵衛所持文書・(重富) 船津町百姓某所持文書・弁官新兵衛所持文書・(田代) 宝光寺文書・(河辺郷) 宝福寺文書・藤野文書・(志布志) 宝満寺文書・(清水郷) 北辰社文書・星野文書・(高岡) 法華獄寺文書・(串良衆) 堀口長左衛門所持文書・(入来) 本田宣親所持文書・(高岡土) 本田九郎右衛門親豊所持文書・(郡城) 本田仁十郎所持文書・本田助之丞所持文書・(肝付半兵衛家臣) 前田三左衛門所持文書・(加世田) 前田茂右衛門所持文書・前田弥左衛門重信所持文書・町田文書・(大口) 丸田文

書・(飯野) 満足寺文書・(鹿屋衆) 三浦勘左衛門所持文書・(入来臣) 宮里文書・(末吉) 宮里文書・宮里六郎左衛門所持文書・宮之原越右門所持文書・宮原文書・村田五郎左衛門所持文書・村田太右衛門所持文書・最上文書・安藏文書・(蒲生土) 山内文書・(園分土) 山崎盛右衛門所持文書・山田文書・山田直五郎所持文書・山田七郎右衛門久通所持文書・山田弥九郎有盛所持文書・山本長左衛門所持文書・四木文書・吉田次郎兵衛為清所持文書・(市来) 龍雲寺文書・(大隅) 楞嚴寺文書・(阿久根) 蓮花寺文書・(高岡) 龍福寺文書・和田佐左衛門所持文書・和田帯刀所持文書・若松喜三左衛門所持文書

右の外に、更に数百通の御文庫文書、即ち島津家文書を収めており、彼是四千通の文書を収めていることになる。その殆んど大部分は、明治維新の際の猛烈な廃仏棄釈のために、例えば平安時代からの特殊な内容をもった台明寺文書や権執印文書や一乘院文書の如き、台明寺文書の一部が島津家に収蔵された以外は殆んど散逸し去つており、更に明治大正を通じての社会変動のための、麓衆の没落などによつて、その行方の知れぬものが頗る多く、その点でも本書の価値は絶大なものがある。今日薩隅日の歴史研究には、本書を見ずしては、不可能といつてよい。(鹿兒島県下の古文書は、殆んど本書に網羅されているが、なお禰寝文書や二階堂文書の如きかなり重要なものが収載されていない。今後の補足を必要とする所以である。)

隣りの肥後では、肥前或は薩摩の如き古文書蒐集は全然行われていない。阿蘇家文書や相良家文書の如き大部なものがあり、前者は阿蘇神社の分と合せて一一五八通(この中八一八通は写で原本のあるものと重複した分を除く)、後者は一〇三一通を数え、その外にも家臣団の中で小代文書・志賀文書など重要なものがあるにも拘わらず、わずかに肥後国志の

中に、小代文書と、外二、三の文書が収録されている程度にすぎない。日向も亦同様である。

豊後では、江戸末期に碩田叢史がある。岡藩の学者碩田後藤真守によつて集成されたもので、甲斐宗達記・菊池風土記・岩屋軍記などの軍記物語・縁起・系図類もあるが、主として文書を集めたもので

平吾文書・一万田文書・大友親繁より義統公迄感状写・御感状写・野上文章(肥後)・津崎十右衛門所持文書・志賀家文書・帆足市弥所持文書・進木庄九郎所持文書・富来源左衛門所持文書・葉師寺実五郎所持文書・大智寺文書・渡辺仙介文書・幸文書・中村助九郎所持文書・吉富文書・大野彦左衛門所持文書・堀文書・大野太郎兵衛所持文書・詫磨文書・三池文書・池辺寺文書・薩摩文章・正文文祿慶長文章・糸永文書(肥後)・竹田津鬼大夫所持文書・相良半五郎所持文書・津崎榮吉所持文書・竹田津志摩右衛門所持文書(熊本)・小串俊政所持文書・竹田津喜太夫所持文書・岐部文書・吉兵衛所持文書・佐藤源助所持文書・溝部文書・片山九郎兵衛所持文書(細川藩)・西村理左衛門所持文書・立花家御感状写(柳川)・志賀左太郎差出文書・志賀武左衛門差出文書・日小野甚右衛門并日小田村庄屋所持文書・大窪文書・深山八幡宮文書・三田井文書・永富栄松所持文書・合志久次郎差出文書・下石文書・大津留文書・小串文章・宇直藤左衛門所持文書・那波文書・鳥飼惣左衛門所持文書・国東郡農家某文書・田原文章(「杵築家中入江孫三郎家藏之内ゆゑありて此分所々散在せしを写三千八百通之内」とある)・詫磨文章・松野文書(熊本)・上津八幡宮文書・清田文章・円寿寺文書・碩田文書

以上約五〇〇通を集めてある。その蒐集は豊後内ばかりでなく、肥後藩家中にも及んでいることが特徴であるが、その整理は、薩藩旧記に比べて、はるかに不完全である。

次に筑後では、矢野一貞の編になると思われる「歴世古文書」三冊がある。矢野一貞には、「筑後將士軍談」(一名「筑後国史」)の編著があり、その巻二十九から巻四十四に至る巻に系譜小伝があり、これに筑後諸家の系図と共に、諸家の文書を多く引載している。北野松林院文書・上妻文書・室園文書・小川平助所藏文書・河北文書・五条文書・横溝文書・大隈文書・永松文書・近藤文書・酒見浄土寺文書・高良社文書・宗崎文書・三原文書・田中家文書・朽網氏文書の一六家である。ところで歴世古文書は、筑後国内の諸家文書に若干の国外の文書を交えて凡三八〇通をほぼ編年のに整理し

たものである。所収文書は、

夜明村朝日寺文書・安国寺文書・鑿坂甚藏文書・稻貝文書・今村家記・牛島直吉所持文書（上妻郡津在村百姓）・岩橋文書（御井郡古賀）・梅津文書・博多王丸氏文書・小川村文書・大隈文書・大鳥居文書（筑前）・大祝文書（高良社）・蒲池文書・釜屋文書（上妻郡）・博多神屋氏文書・河北文書・河原（横溝）文書・北野社文書・喜左衛門文書（三原郡本郷西庄屋）・木屋文書・草野八幡宮文書・朽網氏文書・隈氏文書・上妻文書・南部西大寺文書・近藤文書・西念寺文書・酒井田文書・重助家文書

（上妻郡蒲原村庄屋）・浄土寺文書（酒見村）・千光寺文書・玉垂宮文書・長福寺文書・津川氏文書（会津家臣）・中村家文書（筑前怡土郡）・馬場文書・勘左衛門所持文書（下田村庄屋）・坂東寺文書・平川家文書・風浪社文書・福山屋文書・武家高名記文書・前田軍八文書（右京師）・水田東文書・麦生村庄屋文書・柳坂上野文書・弥吉所持文書・山北邑文書・雷山文書（筑前）

筑前の古文書蒐集には、殆んど見るべきものがない。青柳種信や貝原篤信の如き人々も、古文書の蒐集整理したものを残さず、伊藤常足の大宰管内志は、古文書を引用すること頗る多く、その中には今日その所在を失っているものも少くないが、しかしこれは断片的である。明治初年、秋月の人江藤正澄氏は、好古の調査あまねく、古文書の騰写したのも少なくなかったようであるが、まとまったものはなかつた。わずかに明治初年、糸島郡の郡長をつとめた児玉韞氏の採集した、児玉氏採集文書は、主として糸島早良二郡を中心にした蒐集ではあるが、まず以て筑前古文書集の代表とすることができよう。その収集するところは次の七八家六五〇通である。

青木氏文書・青木市郎右衛門所持文書・麻生九兵衛所持文書・安東市右衛門所持文書・石井文書・石井徳兵衛所持文書・石松新兵衛所持文書・五十君寿伯所持文書・飯田伊八所持文書・宇都宮飯野氏所持文書・上田権内所持文書・占部氏所持文書・占部与市所持文書・浦上弥兵衛所持文書・浦田左兵衛門所持文書・永源寺文書・永満寺村農家吉次所持文書・小田部家古文書・

大井村伯楽所持文書・大津留氏古証文書・王丸氏古文書・岡部氏文書・香月氏文書・勝屋氏古文書・木原佐次右衛門所持文書・久野四兵衛所持文書・楠橋社家所持文書・薦田氏文書・柳氏文書・神松寺文書・新入黒山氏所持文書・葛作四郎助所持文書・清五郎所持文書・田久村百姓所持文書・田尻藤介所持文書・大宮司佐野氏文書（遠賀郡）・丹助大夫所持文書・長氏所蔵文

書・筒井氏文書・東郷七兵衛所持文書・時枝長大夫所持文書・鳥越文書・泊源七所持文書・中村家古文書・中牟田与市所持文書・西氏文書・野上市左衛門所持文書・波多江弥右衛門所持文書・波多野殿衛所持文書・馬場氏文書・梅月氏古文書・宮崎大宮司文書・埴生氏古文書・原伝右衛門所持文書・原田文書・津川七左衛門所持文書・大鳥居文書・小鳥居文書・御供屋所文書

児玉氏には、改正原田記附録の編集もあつて、これにも約二百通に余る文書を、編年的に集めてある。

以上を要するに九州地方の古文書の蒐集整理は、わずかに佐賀文書纂が藩を背景として編集せられたと思われる外は（鍋島家の文庫である御内庫所にその藍本とおぼしきものがあり、松浦山代文書・深堀記録証文などの原本があるのは、これを示すものと思われる）、何れも民間個人の力によつて行われたものであることは注目してよい。

ところが対馬の宗藩では、江戸時代に屢々藩中の判物改めを行い、その都度之を編集して、「御判物帳」「御判物控」「御判物写」などと称した。このことについては、既に筆者は、九州文化史研究所紀要第一号に詳細な報告をしたので、ここではその結果だけを表示しておく。

書	名	編集年時	所持家数	所収文書数	内慶長以前分
六拾人御判物控	三冊	延宝二	一四五 <small>家</small>	三四三 <small>通</small>	一六九 <small>通</small>
町中御判形之写	二冊	〃	七〇	一五一	一二九
宗家御判物写	六冊	〃	二二五	一一七二	一一二八
対州八郡寺社御判物写帳		貞享三	二二三	六二	五〇
享禄以前八郡御旧判写		〃	六八	一八二	一八二

享祿年迄馬廻御判物帳	〃	一七	一七七	一七七
大扨從御判物帳	〃	七	二七	二七
歩行御判物帳	〃	一〇	四三	四三
府内山伏法者御判物帳	〃	一一	二七	一九
府内大工御判物帳	〃	九	三一	三一
宗家御判物写社家	〃	一五	一六九	一四二
宗家御判物帳町人	〃	四〇	一一二	七六
佐須郷御判物帳	〃	一二	三四	二七
御馬廻御判物控	〃	一〇七	九一七	三七一
大小姓御判物控	〃	四九	二一八	一四
歩行御判物帳	〃	一八	九七	七二
集御判物帳	〃	一〇	四〇	三七
御旧判控	二八冊	〃	〃	〃
府内田舎寺所持之御判物写	〃	六五六	三八二五	三七三七
給人寺社足輕百姓御判物写豊崎郷	三冊	三六	一一八	一〇二
給人寺社足輕百姓御判物写豊崎郷	三冊	〃	〃	〃
三根郷給人寺社足輕百姓御代御判物写	三冊	〃	〃	〃
佐護郷給人寺社足輕百姓御判物控	〃	七五	六三七	五六二
仁位郷御判写	〃	一五以上	一六五	四六
与良郷給人寺社足輕百姓御判物写	〃	一〇六	七二四	六〇三
	〃	一〇二	六七七	四七〇

給人并社足輕百姓御代々御判物写帳

伊奈郷宗家御判物写

文化	一五	九〇	八二
享保	一八	三〇	二八〇
八カ	三五	〇一	

以上の各判物控或は判物写は相互の間に重複が甚しい。今それらの重複を整理すれば、対馬島内の中世文書は、一〇二三家六三二六通となる。おどろくべき数といわねばならない。

(三)

九州地区の本格的な古文書の調査と蒐集は、やはり明治二〇年の修史局員による探訪である。明治一八年(A D一八八五)修史館編修副長重野安禪博士の発案により、全国的な記録古文書の探訪が企てられた。この年重野博士自身が関東六県の探訪を行い、更に星野恒博士が、明治一九年から同二二年にわたつて中部地方并に近畿地方を探訪し、久米邦武博士が、明治二〇年九州地方を探訪した。この時の九州探訪は、主として北九州で、今日史料編纂所にある明治二〇年探訪の奥書のある影写及び謄写文書は、次の如くである。

- 筑前 宇美八幡宮・児玉文書・庄崎文書・重富文書・朱雀文書・勝福寺文書・大泉坊文書・大悲王院文書・徳永文書・宮崎大宮司文書・行弘文書・吉積文書(以上糸島郡)・麻生文書・飯田文書・江藤文書・榎田宮文書・来島文書・黒田文書・鳥井文書・承天寺文書・聖福寺文書・末次文書・住吉神社文書・田村文書・右田文書(以上福岡市)・蒲池文書・宗勝寺文書・花房文書・横大路文書(粕屋郡)・浅木社文書・小田文書・亀津文書・佐野文書・篠隅神社文書・田中文書・竹井文書・剣社文書・波多野
- 文書・吉井文書(以上遠賀郡)・壱岐神社文書・岩熊文書・永源寺文書・香月文書・住吉神社文書(以上鞍手郡)・大鳥居文書・観世音寺文書・小鳥居文書・御供屋文書・満盛院文書・弥富文書(以上筑紫郡)・大倉氏採集文書・神屋文書・教法寺文書・郡文書・郡文書・西念寺文書・新免文書(以上朝倉郡)
- 筑後 梅津文書・近藤文書(三階郡)・鏡山文書・高良社文書・田代文書・宗崎文書(以上三井郡)・小河文書・上妻文書・木屋文書・五条文書・三原文書・室園文書・矢賀部文書(以上八女

郡）・大津留文書・佐田文書・清水寺文書・田原文書・十時文書（以上山門郡）

豊前 香春神社文書・春日神社文書・興国寺文書（以上田川郡）・永照寺文書・大森文書・清末文書・黒水文書・平野文書（以上企救郡）・今井津須佐神社文書・村上文書（以上京都郡）・求善提山文書・則行文書（築上郡）・内尾文書・奥平文書・成恒文書・新田文書・野中文書・吉武文書（以上上下毛郡）・今永文書・今仁文書・上田文書・植田文書・恵良文書・乙峰文書・辛島文書・河谷文書・北文書・近藤文書・佐田文書・大楽寺文書・萩原文書・福本文書（以上宇佐郡）

豊後 草野文書（日田郡）・甲斐文書・志賀文書・竹下文書（以上直入郡）・大野文書・佐土原文書・佐藤文書・広田文書・深山八幡神社文書（以上大野郡）・詫磨文書（北海郡）・一万田文書・高屋文書・都甲文書・利根文書・中村文書・福島文書・宮師文書・祚原八幡宮文書・向文書（以上大分郡）・荒巻文書・入江文書・宇都宮文書・小野屋文書・羽柴文書・堀文書・山田文書・吉弘文書（以上速見郡）・植田文書・興満文書・田代文書・松原

文書・三浦文書・溝辺文書（以上東国東郡）・大島文書（西国東郡）

肥前 鍋島文書（小城郡）・平井坊文書（藤津郡）・伊万里文書・石志文書（北松浦郡）

肥後 願行寺文書・広福寺文書・西安寺文書・清源寺文書（以上玉名郡）・金剛乘寺文書（鹿本郡）・合志文書・佐々文書・小代文書・正観寺文書（以上菊池郡）・阿蘇文書・小橋文書・北里文書・西蔵殿寺文書・下村文書・高宮文書・満願寺文書・三井文書（以上阿蘇郡）・内田文書・大木文書・加悦文書・志賀文書・大慈寺文書・藤崎八幡神社文書・米田文書（以上熊本市及飽託郡）・永寿寺文書・児玉文書・馬場文書・藤野文書（以上益城郡）・浄信寺文書・松井家文書（以上八代郡）

日向 大坪文書・神代長野文書（以上児湯郡）・入田文書・河上文書・谷口文書・本田文書・土持文書（以上東諸県郡）・梅北文書・篠原文書・富山文書（以上北諸県郡）

薩摩 新納文書（鹿児島市）

明治二十年の探訪目録によれば、久米博士が一応調査されたものは、この外にもなおあることが知られるが、調査の結果探訪されたのは、大体右のものであつた。宗像神社の如きも、調査した旨が報告されてはいるが、文書の影写がつかつたのは、大正七年（AD一九一八）となつてゐる。薩摩国の如き、僅か新納文書一点のみというさびしさである。果して薩摩にまで足跡が及んだのか疑われるほどである。探訪が全国的規模で行われた一面では、各地方を仔細に行うということが欠けたといふことができよう。そこで、大正末年、当時史料編纂掛となつてゐた修史局の事業が大拡張されると共

に、更に徹底的な採訪の必要から、九州地区も数回にわたる採訪がくり返された。大正十五年（AD一四九〇）鷲尾順敬氏の豊後地方の採訪、昭和二年（AD一九二七）花見朔巳・伊木寿一氏の福岡県、同四年には、花見朔巳・昇塚清研氏の筑前・筑後の採訪、昭和二年渡辺世祐・圭室諦成氏、昭和五年、渡辺世祐・野村常重氏による両度の肥後採訪、昭和七年森末義彰氏の日向・大隅採訪、昭和八年龍爾・小島鉦作氏による薩摩・大隅の採訪が行われた。かくて、昭和二十五年頃には、次の如き文書の分布状況が明らかになった。

筑前（一三三家三五七二通）

糸島郡二家一〇一〇通（児玉氏採集文書を含む）・早良郡七家一三八通・福岡市二八家八三四通・糟屋郡一四家二〇二通・宗像郡一〇家三七八通・遠賀郡二〇家一五〇通・鞍手郡七家七四通・嘉穂郡三家二〇通・筑紫郡一〇家六〇九通・朝倉郡一三家一五七通

筑後（五〇家一八九八通）

三潞郡七家一六九通・三井郡一三家五一〇通・浮羽郡三家一五四通・八女郡九家三九六通・山門郡一八家六六九通・三池郡ナシ

豊前（七三家二六〇〇通）

田川郡六家四〇通・企救郡六家一二四通・京都郡二家六通・築上郡二家五六通・下毛郡七家一〇四通・宇佐郡五六家二二七四通（宇佐諸家文書を含む）  
豊後（一三七家二一八七通）

日田郡九家一一四通・玖珠郡五家一四通・直入郡八家六〇通・大野郡一三家一二二通・北海部郡九家一三九通・南海部郡ナシ

九州地方古文書（慶長以前）の蒐集整理

・大分郡（大分市を含む）一九家八五六通（碩田叢史を含む）  
・速見郡三〇家五一三通・東国東郡一一家二八七通・西国東郡一三家八二通

肥前（四八家三六〇四通）

三養基郡三家一一九通・神崎郡五家八三通・佐賀郡二一家二五一七通（佐賀文書寫を含む）・小城郡七家九六通・杵島郡三家一七三通・藤津郡二家四二通・東松浦郡二家二通・西松浦郡ナシ・北松浦郡四家二二〇通・南松浦郡一家二通・東彼杵郡一家一七通・西彼杵郡一家三〇六通・北高来郡一家四三通  
肥後（一〇一家五二八一通）

玉名郡一〇家二六三通・鹿本郡六家一七通・菊池郡一四家一三五通・阿蘇郡一四家一四六六通・飽託郡二二家二〇八二通・上益城郡九家二〇通・下益城郡二家三通・宇土郡ナシ・八代郡五家一六一通・葦北郡五家一三通・球磨郡二家一〇七五通・天草郡一家三七通

日向（六一一家六一四通）

東臼杵郡三家八七通・西臼杵郡五家三五通・児湯郡五家四九通

・宮崎郡九家三八通・東諸県郡一四家一三通・西諸県郡六家一三通・北諸県郡一五家二〇〇四通・南那珂郡四家四五通

薩摩（一〇二家六四八五通）

鹿児島郡二五家五四一四通（薩藩旧記を含む）・揖宿郡九家八四通

通・川辺郡一一家九五通・日置郡九家五四通・薩摩郡二一家六

九七通・出水郡一一家五九通・伊佐郡一四家八七通

大隅（七四家六八一通）

始良郡三八家二二一通・贈喉郡二一家二二三通・肝属郡一四

一家一四七通・熊本郡一家七通  
対馬（一〇二家六三二六通）

総計 一八九一家二二六七九通

註 右の数表は、それぞれに註したように、児玉氏採集文書や宇佐諸家文書・碩田叢史・薩藩旧記をも含めてあり、且つこれらの文書集の中、各郡に還元できるものは、各郡にも還元しているので、相互の間に重複がある。とくに薩隅二ヶ国は薩藩旧記の還元した分を除けば、薩摩二四家大隅二三家となる。

#### (四)

東京大学史料編纂所の調査採訪にも拘わらず、九州地方には、なお未調査の文書が少くない。例えば、数年前筆者は、福岡県築上郡吉富町に居住された郷土史家故岡為造氏から、築上郡内の文書として、前にあげた求菩提山文書・則行文書以外に、末久文書・唐原葉丸文書・津野田文書・如法寺文書・金苗文書・大沢文書・渡辺文書・向野文書・大蔵文書・広津文書のあることを示された。福岡県の古文書については、昭和年間に故伊東尾四郎氏により福岡県資料が出版され、その中に、中世文書が若干収められているのみであるので、新たに中世文書の蒐集整理出版がのぞまれるが、最近、九州各県では、中世文書の整理出版が相ついで計画され、実行され、中には既にこれを完成したものもある。その早いものが、昭和十三年刊行の「日向国古文書集成」である。この書は、宮崎県の郷土史家瀬戸口伝九郎氏の蒐集されたものをもととして、史料編纂所の高柳光寿氏に依頼し、県の事業として刊行されたものである。全体を三類に分けて、第一類は県内現存の古文書、第二類は薩藩旧記・日向記などの旧記所収の文書、第三類は県外遺存の日向関係の文書を収めてある。この中第一類は、

大光寺文書一〇〇通・富山文書六通・土持文書二七通・島津伯  
爵家文書二通・町田文書二通・金剛寺文書一〇通・秋月文書一  
一通・田尻文書三通・霧島神宮文書七通・樺山文書一四通・揖  
宿文書二通・伊東文書二二通・垂水氏旧蔵伊東文書一九通・長  
二通

の二〇家二五九通を収めてある。これに第二類所収の三六四通、第三類所収の二三一通を合せて五九五通。その通数は前掲数表日向国にほぼ近く、日向国内の主なる文書をつくしたといえよう。

第二には、「大分県史料」がある。大分県には、既に碩田叢史があり、郷土の古文書についての関心が古くからの伝統であることを示しているが、大正末年から昭和にかけて、宇佐郡郷土史家に小野精一氏が宇佐郡下の古文書を集成された「宇佐諸家文書」がある。この宇佐諸家文書は、八九家一四〇五通を蒐集したもので、大正昭和の蒐集であるに拘わらず、今日すでにその原本所在の知れないものが少なくない。また昭和十年代に田北学氏の「大友史料」の刊行が始まり、今日もなお同氏の独力によつて刊行がつけられていることは特筆すべきことである。この「大友史料」は、県内県外を問わず大友氏関係のあらゆる文書を網羅的に蒐集し、これを編年と家別とに分けて整理したもので、学界に多大の貢献をなしつつあるのである。「大分県史料」は、さきの小野氏の「宇佐諸家文書」を母胎とし、更に大友氏関係や宇佐宮関係のみでなく、大分県下に現存するすべての中世文書を調査し、之を出版して学界に提供すると共に、県文化財としての古文書の内容を後世に伝えようとして計画されたもので、事業は昭和二十七年(A.D.一九五二)に始まり、昭和三十四年(A.D.一九五八)を以て、一応最初の計画としての一三巻の刊行を了えることとなつたものである。編さんの方針は、宇佐宮関係のみは、その数量が多いので一三巻の中の半以上の七巻を充当し(それでもなお収載し残されたものがある)、他の六巻を、郡市町村別に所蔵者別に編年に、整理し(但卷子になつたものは、原順序をそのまま用いてある)たものである。すべて原本主義により、嘗てあつたこと明らかで、現在散逸したものは、東京大学史料編纂所の影写本や宇佐諸家文書に

よつて補つてある。今、未刊の宇佐諸家文書三巻を除いた所収の文書を郡別、時代別に表示しよう。

郡名	所蔵者数	平安	鎌倉	南北朝	室町戦国	計
下毛郡	一〇家	一通	五通	二通	一八八通	二〇六通
宇佐郡	三七		四	二二	四一八	四四四
東國郡	一四		七	二四	一二五	一五六
西國郡	三四		三	三一	三二四	三五八
速見郡	三一	七(奈良)	二六	一九	五二九	六八一
大分郡	一二		七	一二	七五	九四
大分市	一七	三一	八二	九九	二四八	四六〇
北海郡	一八	二	六六	一〇一	二九二	四六一
南海郡	五				一六	一六
大野郡	二九	一	七	一五	二七七	三〇〇
直入郡	一四		一	四	一二五	一三〇
玖珠郡	一九		二	〇	一四八	一五〇
日田郡	九	二	三〇	二七	六三	一二二
宇佐諸家計	二六一	六三	五二〇	六八六	四四六六	五七三五

宇佐諸家文書の中、未発行の分は永弘文書の一巻と宇佐諸家文書一巻と宇佐大宮司家文書の一巻である。永弘文書の中世文書は、これだけで三二五〇通を教える。宇佐諸家文書は、ほぼ小野氏採集の宇佐諸家文書を基準にしてみれば凡一

四〇〇通とみられる。宇佐大官司家は、到津、宮成両家であるが、この両家の文書は、戦時中宇佐地方をおそつた大洪水のために水書をうけたが、それでも両者合せてほぼ五〇六〇〇通という見込みである。従つて全巻刊行されれば、凡八〇〇〇通を数えることとなる。一県下の文書がかくも網羅的に刊行された例は未だない。しかも、三〇〇〇通を越える永弘文書の如きは、この刊行によつて始めて学界に紹介されるものであり、到津・宮成実文書の如きはこれまで外部のものうかがうことすらできなかったものである。中世武士の研究に不可欠の詫磨文書や入江文書・都甲文書も、本史料によつてひろく学界の利用を得ることとなつた。とくに現地原本主義によつた結果、既に史料編纂所の採訪済のものの中から、今まで知られなかつた重要な文書を見出したことは一再にとどまらない。

この「大分県史料」の方針にならつて始められたのが「佐賀県史料集成」である。大分県史料の方は、相当な規模をもつて事業がおしすすめられたが、佐賀県史料集成の方は、事業規模は小である。然し、前者の文書が全県下に散在し、しかも二通乃至五通と少数ずつ山間部至るところに存在し、その調査と採訪だけでも、他県に見られぬ手数が必要であるに對して、後者は、各文書が比較的まとまつているし、平野ひろく、採訪のために山間奥ふかくわけ入る手数はるかに少い。しかし、規模の大小は、必ずしもその刊行の輕重を示すことにはならない。「佐賀県史料」は、現在まで三巻刊行済みである。第一巻が河上神社文書、第二巻が武雄神社文書、第三巻が龍造寺文書及鍋島家文書である。佐賀県の古文書は、深掘証文記録・深江文書・松浦山代文書・或は龍造寺文書の如く、中世武家文書のまとまつたものが多い。中世社会の研究の上に大分県の大友氏関係文書・熊本県の相良家・阿蘇家文書と並んで、重要な貢献をなすことと思われる。

大分県、佐賀県におけるこうした史料刊行の進捗に促されて、熊本県でもいよいよ本年度から、熊本県史編さんの事業として史料刊行が実現することとなつた。熊本県下では、既に阿蘇文書・相良家文書が、大日本古文書として出版されたが、小代氏や菊池氏に関する武家文書が少くなく、江戸時代、大友家から細川家臣となつた志賀氏の文書の如き重要な

ものがある。とくに細川家文書は、管領家の歴史を明らかにする点でとくに注目される。

かくて、古文書の出版は、福岡県と鹿児島県の二県のみがのこされたこととなつているのである。

**The Investigation and Collection of Old Manuscripts  
in Kyûshû (before the 16th century)**

by R. Takeuchi

The investigation and collection of old manuscripts in Kyûshû was attempted for the first time at the end of *Edo* era. For example, Kagoshima prefecture has “*Kyûki-zatsuroku*” (旧記雜録 : miscellanea of old manuscripts), called also “*Sappan-kyûki*” (薩藩旧記 : old manuscripts of Satsuma clan), edited by Sueyasu Ichiji and his son Suemichi, Saga prefecture has “*Saga-monjo-san*” (佐賀文纂 : collected manuscripts of Saga), unknown the name of editor, and Ôita prefecture has “*Sehiden-sôshi*” (碩田叢史) by Sanemori Gotô. Being edited under the auspices of clan lords at the end of the *Edo* era or beginning of the *Meiji*, many of these collections were naturally limited to the manuscripts preserved in their own territories. The general investigation and collection all over Kyûshû was undertaken by Dr. Kunitake Kume in the 20th of *Meiji* (1887).

Among the manuscripts preserved in Kyûshû, we have now about thirty thousands ones before the sixteenth century, which may indicate that Kyûshû is the treasure-house of old manuscripts after Kinai district, and we expect that this number will increase by the future investigation.